

Q&A

Q1. どういう世帯が対象なの？

A1. 市内に住民登録があり、貸与を希望する世帯（1台のみ）に貸出します。

Q2. 受信できる地域は？

A2. 市内全域で受信できますが、ご自宅の電波状況によっては窓際に設置していただくなど、設置場所について工夫が必要になる場合があります。それでも受信状態が悪い場合は、外づけのアンテナ工事が必要となります。

Q3. 今まで持っていた戸別受信機は使えるの？

A3. 旧長島町と旧多度町の一部に配布している戸別受信機は令和4年11月30日をもって使用できなくなります。新しい緊急防災ラジオの貸与を希望する方は申請が必要になります。なお、旧戸別受信機は、防災・危機管理課、または各地区市民センターに返却してください。

Q4. 壊れたときの対応は？

A4. 故意または不注意による破損や故障については修理費を自己負担いただきます。市の貸出品ですので、大切にお使いいただくようお願いいたします。なお、防水仕様ではありません。

Q5. 市外へ引っ越す場合など、いらなくなったらどうすればいいの？

A5. 市外へ転出した場合や、不要となった場合は返却をお願いします。自己負担金の返還はありませんので転出する予定がある場合などはご留意願います。

Q6. どうして有料なの？

A6. 通常のラジオの機能もあり（ワイドFM対応）、転売等の不正使用を防ぐこと、及び財政上の理由もあることから、初回お渡し時のみ、ご負担（2,000円）が発生することについて何卒ご了承ください。なお、ご利用の際に発生する緊急防災ラジオの電気料、乾電池の購入費用についても利用者様にご負担いただくこととなります。

Q7. どうして希望世帯にだけ貸与するの？

A7. 近年は、災害に関する情報をスマートフォンなど様々な手段により取得できます。緊急防災ラジオではスマートフォン以上の情報は得られないため、緊急防災ラジオ貸与のメリットがある方は限定的と判断しておりますので、希望世帯のみを対象としています。同様の理由により、団体やグループからの申請はお断りさせていただきます。

Q8. 貸与申請書を提出してから無料の世帯に該当した場合は？

A8. 不公平感が無いよう、一定の基準を設ける必要があり、無料の世帯に該当するかどうかの判断は貸与申請日で判断させていただきます。ご了承ください。

Q9. 今回、貸与申請書を提出しないと、今後、緊急防災ラジオを貸与してもらえないの？

A9. 緊急防災ラジオを受け取っていただく時期が遅れますが、後日でも申し出により申請できます。

【お問い合わせ先】

桑名市役所 防災・危機管理課 〒511-8601 桑名市中央町二丁目37

電話：0594-24-1185 ファックス：0594-24-2945

メールアドレス：bosaim@city.kuwana.lg.jp